

三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン 愛称：椰子の実

第135期決算および分配金のお支払いについて



平素は「三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン 愛称：椰子の実」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。当ファンドは第135期決算(2016年10月18日)において、分配金を引き下げることにいたしましたので、分配金引き下げの理由や今後の見通しなどについて、Q&A形式でご報告いたします。

分配実績(1万口当たり、税引前)

当ファンドは、継続的な分配を目指しています。当期の分配金(1万口当たり、税引前)は、足元の基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、前期の90円から60円に引き下げることにいたしました。

決算	-	2016/8/18	2016/9/20	2016/10/18	設定来累計 (10月18日まで)
	第1~132期	第133期	第134期	第135期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	10,040円 (100.4%)	90円 (1.7%)	90円 (1.8%)	60円 (1.2%)	10,280円 (102.8%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	95.8%	-3.2%	-0.5%	0.7%	89.9%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1~132期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(税引前)の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

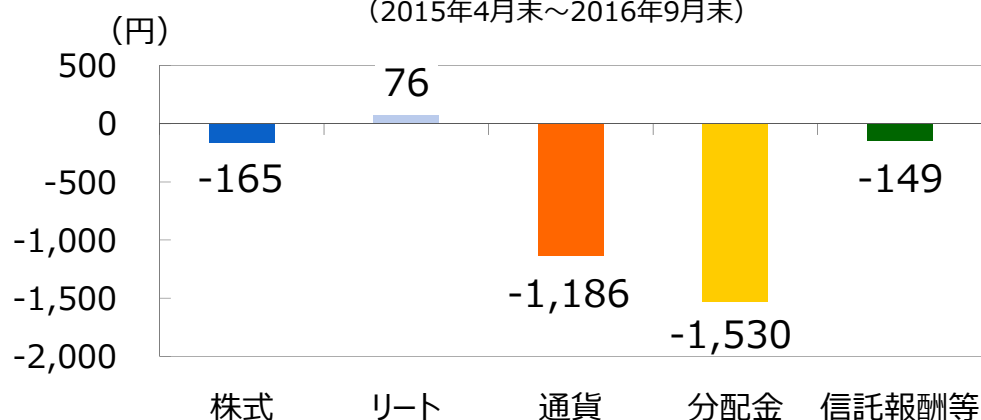
Q1 なぜ、分配金を引き下げたのですか。

A1 基準価額が下落傾向で推移したこと等を勘案した結果、安定的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにいたしました。

- 当ファンドは、安定的な分配を目指しており、直近まで、毎月90円（1万口当たり、税引前）の分配金をお支払いしてきました。一方で、足元の当ファンドの基準価額は、2015年5月以降下落傾向で推移し、2015年4月末から2016年9月末までの基準価額の下落幅は2,954円となりました。
- 中国の景気減速懸念や2015年後半の原油価格の下落等からアジア・オセアニア地域の株式が軟調に推移したこと、投資家のリスク回避姿勢の強まり等により円高が進行したことが基準価額の下落要因となっています。
- このような基準価額の推移や、市場動向等を勘案した結果、分配金を引き下げることにいたしました。

<基準価額の変動要因>

(2015年4月末～2016年9月末)



要因	株式			リート			資産計	通貨	分配金	信託報酬等	合計
	配当収益	売買益等	小計	配当収益	売買益等	小計					
2015年5月	23	-46	-23	2	6	8	-15	118	-90	-10	3
2015年6月	41	-258	-217	5	-30	-24	-241	-126	-90	-12	-469
2015年7月	56	6	62	2	8	11	73	-77	-90	-10	-105
2015年8月	50	-451	-402	3	-40	-38	-439	-304	-90	-11	-844
2015年9月	13	-195	-181	3	-13	-10	-192	-154	-90	-9	-445
2015年10月	7	330	337	4	40	45	381	161	-90	-9	443
2015年11月	13	-159	-145	2	-16	-14	-160	73	-90	-9	-185
2015年12月	28	-44	-16	4	2	6	-10	-80	-90	-9	-189
2016年1月	2	-209	-207	2	-4	-2	-209	-99	-90	-8	-406
2016年2月	20	124	144	2	22	23	167	-330	-90	-8	-261
2016年3月	21	157	178	2	10	12	190	185	-90	-9	276
2016年4月	14	1	15	1	13	13	29	-155	-90	-7	-223
2016年5月	25	67	93	4	2	6	99	-84	-90	-8	-84
2016年6月	25	-126	-101	4	19	23	-78	-280	-90	-8	-456
2016年7月	27	262	289	1	25	26	315	98	-90	-7	317
2016年8月	44	-72	-28	2	-5	-3	-31	-59	-90	-8	-189
2016年9月	13	25	38	3	-7	-4	33	-73	-90	-7	-137
直近6か月	149	157	306	14	46	61	367	-553	-540	-45	-772
2016年初来	192	229	421	20	74	94	515	-797	-810	-70	-1,163
直近1年	240	356	596	30	100	130	726	-643	-1,080	-97	-1,094
2015年5月来	424	-589	-165	45	31	76	-89	-1,186	-1,530	-149	-2,954

(注1) 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後。分配金は税引前の数値です。

(注2) 基準価額の変動要因の数値は、簡便法により月間の基準価額の変動額を主な要因に分解した概算値です。数値は四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

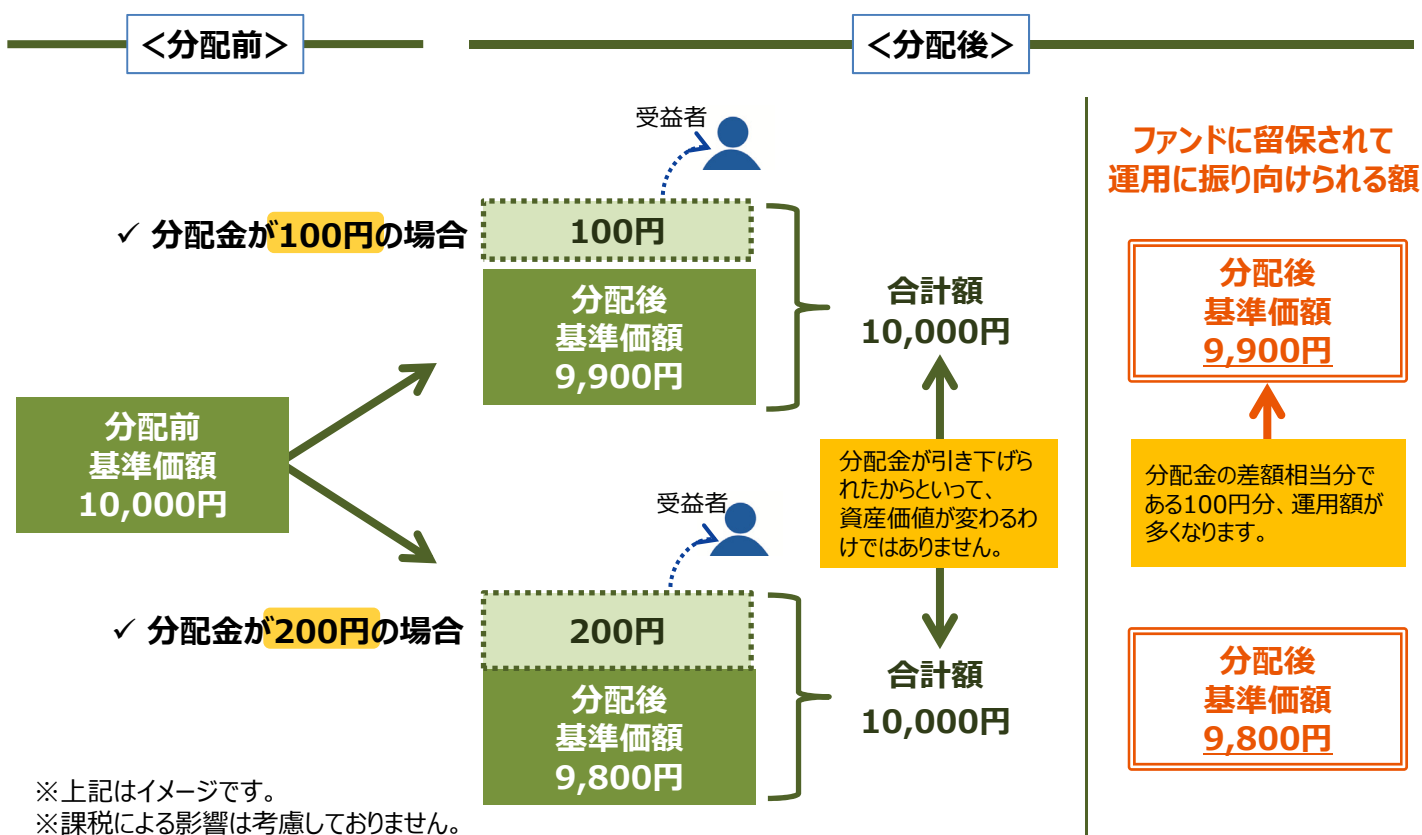
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

Q2 分配金が引き下がることで基準価額にどのような影響がありますか。

A2 受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。 ただし、分配金の引き下げによって分配後の基準価額が異なります。

- 投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。したがって、引き下げられた分配金相当額はファンドの純資産に留保され、その分の基準価額は下がらずに、運用されます。
- 例えば、分配金を200円から100円に引き下げた場合、その差額100円相当分は、ファンドに留保されます。そのため、分配後の基準価額は、分配金が200円の場合に比べて、100円相当分高くなります。つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。

<分配金引き下げと基準価額のイメージ>



Q3 今後も分配金を変更する可能性はありますか。

A3 基準価額水準や市況動向等を勘案し、見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

- 今後も、安定的な分配を目指すことは変わらないため、基準価額水準等によって見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

Q4 為替市場の見通しについて教えてください。

A4 年明け以降、主要通貨に対して円高が進行したものの、対米ドルでの円高に一服感もあり、アジア・オセアニア通貨は底堅い展開になると期待されます。

- 為替市場では、年明け以降、対米ドルだけでなく、幅広い通貨に対して円が上昇する展開となりました。世界の金融市場で投資家のリスク回避姿勢の動きが強まったことに加え、米国金利の先高感が後退したことなども円高・米ドル安に拍車をかけました。しかし、その後2月の原油価格の底打ち等をきっかけに、金融市場が落ち着きを取り戻したことから、相対的に金利の高い通貨であるオーストラリアドルは円に対して上昇する場面もありました。
- 今後の懸念材料は、米国の再利上げによる中国など新興国経済への影響や利上げ後の米国経済への影響です。ただし、原油価格の落ち着きや、米国の利上げが緩やかになると想定されることもあり、中国や新興国経済に対する過度な悲観論が修正されることが予想されることは安心材料です。また、今年5月に開催されたG7主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）において、「為替レートの過度な変動や無秩序な動きが経済・金融の安定に悪影響を与える」といった、為替安定の重要性が確認されたことなどはアジア・オセアニア通貨を下支えすると期待されます。
- 中長期的には日米金利差拡大等を背景に、再び円安・米ドル高基調になることが想定され、比較的米ドルと連動性が高いアジア・オセアニア通貨も中長期的に堅調な展開になると期待されます。

<為替（対円）の推移>

(2015年12月末～2016年9月30日)

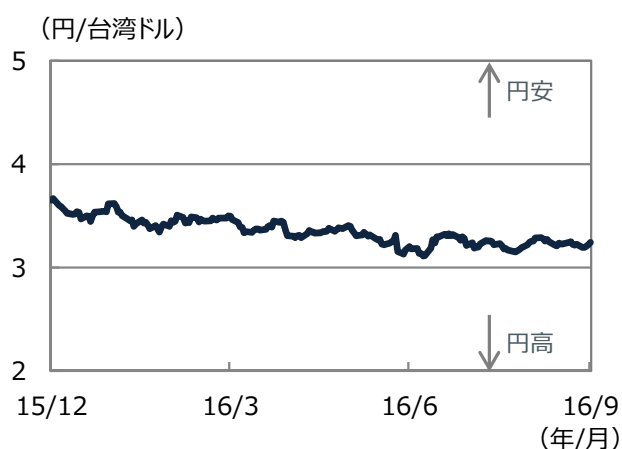
<オーストラリアドル>



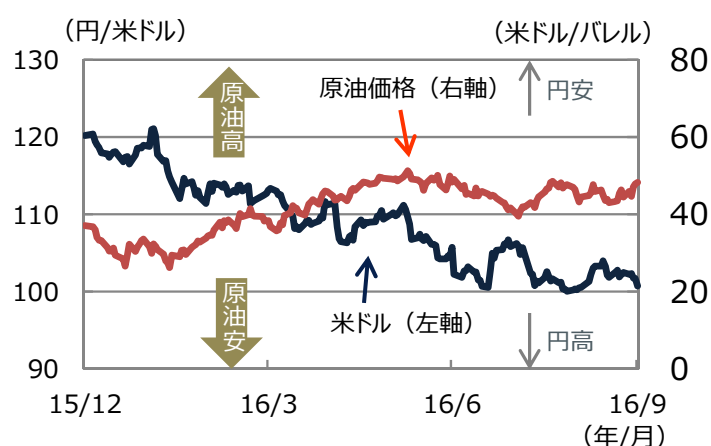
<香港ドル>



<台湾ドル>



(ご参考) <米ドルとWTI原油価格の推移>



(注) WTI原油価格はニューヨーク・マーカンタイル取引所で取引される原油の先物価格。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

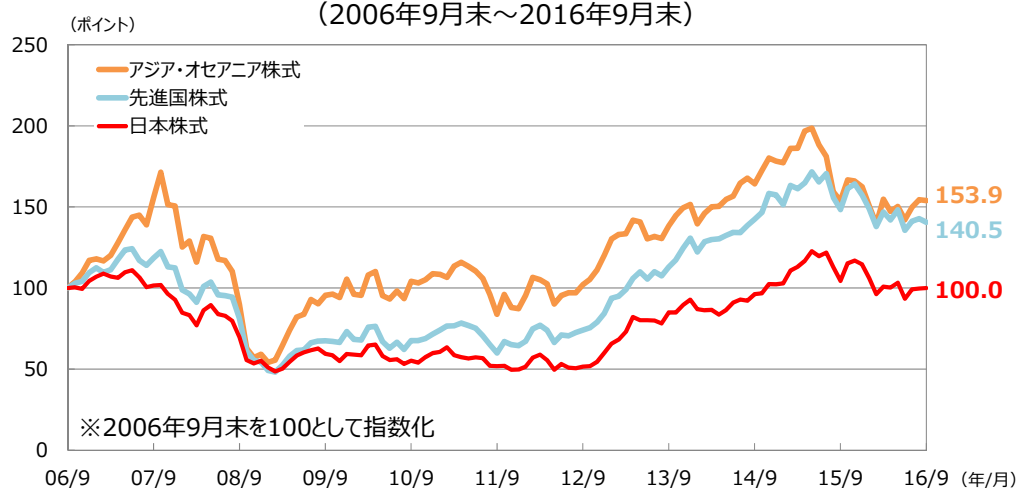
Q5 投資環境と今後の運用方針について教えてください。

A5 米国経済は緩やかな拡大を続ける見込み。アジア・オセアニア株式は、短期的には値動きの荒い展開も予想されますが、緩やかな上昇が期待されます。

- 世界経済に大きな影響力をもつ米国経済は、個人消費が主導して緩やかな拡大を続けると見込んでいます。アジア・オセアニア域内については、東南アジアの一部の国では、景気の底打ち感が強まっています。また中国については、政策当局は財政拡大を通じて景気下支えを強化する見通しであることから、経済成長率と企業業績は安定すると予想します。オーストラリアについては、低金利に支えられて緩やかな経済成長と企業業績の拡大を見込みます。
- アジア・オセアニア株式市場のバリュエーション（株価評価）は、依然として配当利回りから魅力的であると見込まれます。株式市場は、短期的には外的要因に左右されて値動きの荒い展開も予想されますが、企業業績の拡大に沿って緩やかに上昇すると予想されます。
- 引き続き「配当利回り」に基づいて優良・割安企業を厳選して投資する方針です（2016年9月末時点のポートフォリオの配当利回り：4.4%）。
主要国・地域の金利が歴史的な低水準である現在の環境では、しっかりとした経営陣のもと、安定的な収益をあげ、積極的に株主に還元する企業に投資する意義はかつてないほど強まっていると考えています。個別銘柄の選定にあたっては、各企業の収益見通し、配当支払いの安定性などを勘案し、必要に応じて保有銘柄の見直しを行います。受益者の皆様のご期待に沿える運用を目指してまいりますので、今後とも当ファンドをご愛顧くださいますようお願いいたします。

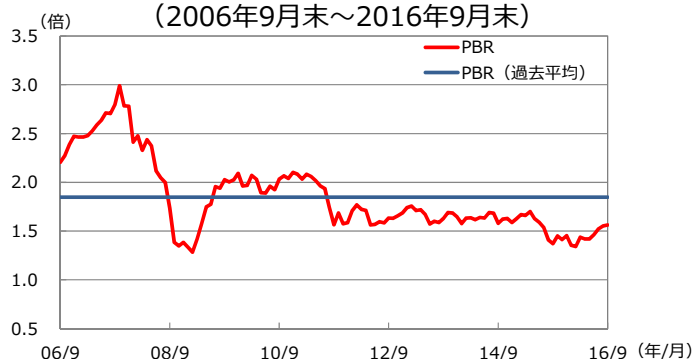
<株価指数の推移>

(2006年9月末～2016年9月末)



<アジア・オセアニア株式のPBR推移>

(2006年9月末～2016年9月末)



<PBRとは>

1株当たりの純資産に対し、株価が何倍まで買われているかを表したのがPBR（株価純資産倍率：Price Book-Value Ratio）です。この数値が低ければ低いほど、「株価は割安」とと言えます。

【計算式】

$$\text{PBR (倍)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たりの純資産}}$$

(注) アジア・オセアニア株式はMSCI ACアジア・パシフィックインデックス（除く日本、配当込み、円ベース）、先進国株式はMSCI AC World インデックス（配当込み、円ベース）、日本株式はTOPIX（配当込み）を使用。PBRの過去平均は2006年9月末～2016年9月末の平均。
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

収益分配金に関する留意事項

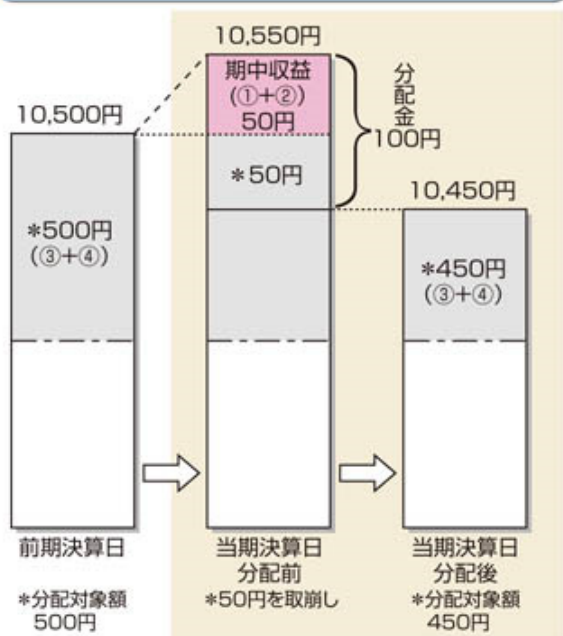
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



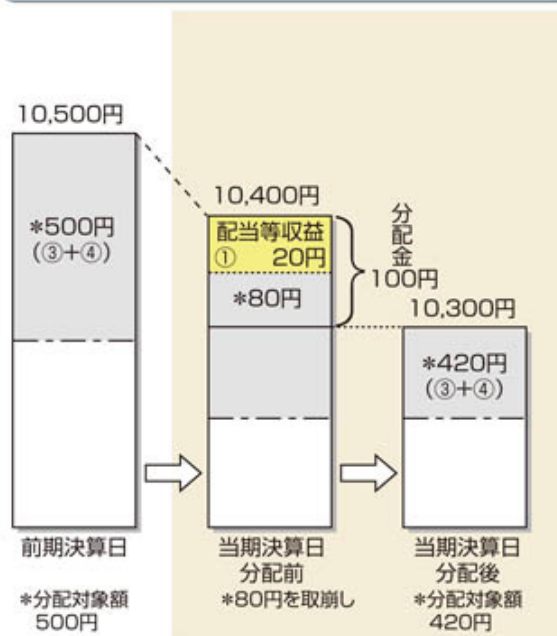
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

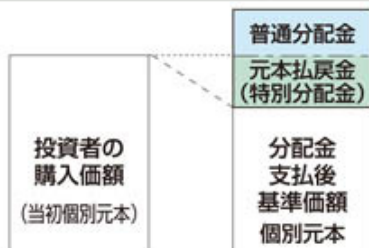


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

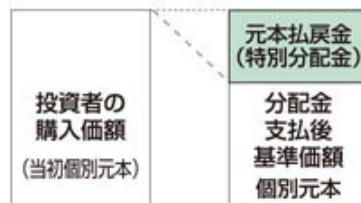
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

- 1 日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資します。
 - アジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。
 - 株式運用部分に関しては、ファミリーファンド方式を採用し、アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの組入れを通じて実際の運用を行います。
- 2 銘柄選定に当たっては、配当利回りに着目し、厳選した銘柄を組み入れます。
 - 株式の銘柄選定に当たっては、好配当利回りの銘柄の中から、成長性・財務健全性等を勘案し、厳選した銘柄を組み入れます。
 - 不動産投資信託（リート）等については、好配当利回りの銘柄の中から、安定的な配当が見込める銘柄を中心に組み入れます。
- 3 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
 - 基準価額に重大な影響を与えると判断される政治・経済・金融情勢が生じた場合は、弾力的に対応します。
- 4 毎月決算（原則として18日、休業日の場合は翌営業日）を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。
 - 毎月の安定的な分配を目指します。
 - 毎年5月、11月の決算時に基準価額水準、市況動向等を勘案して、毎月の安定的な分配のほか分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

※「安定的な分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用に当たっては、スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドの投資助言を受けます。

【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドは、主に海外の株式や不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	香港またはオーストラリアの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	無期限です。（信託設定日：2005年7月29日）
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※ 上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用等（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ ファンドの費用

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>3.24%（税抜き3.0%）を上限</u> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時：1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じた額

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に <u>年1.7064%（税抜き1.58%）</u> の率を乗じた額
その他の費用・手数料	ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。 上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融種品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	株式会社りそな銀行（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

販売会社

販売会社名	登録番号	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
S M B Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第40号	○	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○		
カブットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第65号	○	○			
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○				
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第8号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第114号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○				
中泉証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第17号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○			
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○				
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第21号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○				
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第7号	○				
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○			○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○				
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第2号	○				
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○			○	
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第37号	○			○	
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第2号	○			○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	
三井生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第122号	○				※2
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○				
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○				

※1：「ダイレクトコース」および「投信つみたてプラン」でのお取扱となります。

※2：新規の募集はお取り扱いしていません。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。